

ご入職の皆様へ

労務課給与係からのお願い

社会保険手続き（健康保険加入）に、ご自身や扶養予定者の マイナンバー報告が必要です。

令和6年12月2日に健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証による受診を基本とする制度に移行するにあたり、公立学校共済へのマイナンバーの報告が必要です。

マイナンバー報告は必ずご本人に行っていただく必要があります、報告がない場合、健康保険加入手続きを進めることができません。

報告には、下記のものが必要です。あらかじめ、ご準備いただきますようお願いいたします。

マイナンバー証明書類 ※扶養者分も必要です。 <u>マイナンバーカード</u>	カードがない場合は、いずれかを準備 通知カード マイナンバー記載住民票※	本人確認書類 ※職員本人のみ、扶養者分は必要ありません。 <u>運転免許証</u> 左記以外 在留カード 特別永住者証明書 障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 も可能です。
--	---	--

※マイナンバー記載住民票を添付する場合、人事関係書類・給与関係書類で必要書類としている住民票とは別にご用意ください。

労務課給与係